

桜井市ボランティア連絡協議会 出前講座（令和6年2月3日）

アンケートにおける質問回答

（質問 1）

ハザードマップ P7 指定避難所一覧表について、ピンク色は指定緊急避難所とあるが、この違いは？説明は書かれているが、よくわからない。

（回答）

指定緊急避難場所とは、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする「場所」をいいます。一方で、指定避難所とは、被災者が一定の期間避難生活を送るための「施設」をいいます。ハザードマップ P7 において、ピンク色に塗られている施設は、指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねた施設を示しています。

（質問 2）

近くに要配慮者利用施設があるときに、そこを使ってもいいのか？

（回答）

避難する際は、要配慮者利用施設ではなく、市が指定する指定避難所、近くの公民館、親戚・知人宅などに避難をしてください。要配慮者利用施設とは社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設のことを指します。そういった施設が浸水・土砂災害の危険性はあるのかということが一目でわかるようにハザードマップ上に表示しています。また、要配慮者利用施設が指定避難所になっている場合もあります。

（質問 3）

桜井市での段ボールベッドの備蓄はどれくらいあるのか？

（回答）

市の備蓄としては、現時点で段ボールベッドや折りたたみベッドを 300 台程度備蓄しています。また、災害時に段ボールベッドを供給してもらう協定を民間企業と締結しています。

（質問 4）

各小学校や中学校には備蓄食料品や毛布などはあるのか？

（回答）

各小学校の備蓄倉庫には避難者が一定期間生活できるよう、アルファ化米や水などの備蓄食料や毛布、畳マットなどを備蓄しています。またそれ以外にも、市内に分散して備蓄倉庫を配置しており、各小学校の備蓄で不足が生じた際には配送を行います。

(質問 5)

助けを要するひとり暮らし、高齢者を確認する方法は？自主防災会などを通して資料があるとよい。市、区単位で調べてもよいのか？

市の社会福祉課では毎年、災害時に自ら避難することが困難で、避難にあたって支援が必要となる方々の名簿である「要支援者名簿」を作成しています。

今年度より、自治会、自主防災会の方々に当該名簿の提供を行う予定です。

(質問 6)

現状、高齢者のひとり暮らしが多いが、その人たちが自分の力で行動できればいいが、できない人達を助ける人の応援は？その時に急いできてくれる人達はいるのか？災害後に助けられても遅い。

(回答)

基本的には災害発生後に行動するのではなく、災害が発生する恐れのある時（災害発生前）に事前に避難をすることをお願いしています。

そして、避難する際には自主防災会、自治会、親戚、ご近所の方と協力しての避難をお願いしています。

また、（質問 5）にも記載している要支援者名簿を自治会、自主防災会に提供することにより、地域が協力して、支援が必要な方とともに災害に備えてもらうことが出来るようになると考えています。

しかし、万が一、そういった手段がなく、事前の避難ができないという方に関しては、危機管理課までご相談ください。